

解説



IFRS第9号「金融商品」の改訂基準の公表②

企業会計基準委員会（ASBJ） 常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

1 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は2014年7月に、IFRS第9号「金融商品」について、従来の分類及び測定と信用減損に関する取扱いを修正した改訂基準（以下「今回の改訂基準」という。）を公表している。本稿では、本誌2015年1月号における分類及び測定に関する解説に続けて、信用減損について、今回の改訂基準の公表によって修正された主な内容について解説する。なお、文中、意見に関する記載は、筆者個人のものであることをお断りしておく。

2 新たな信用減損モデル

(1) 目的及び適用範囲

今回の改訂基準では、減損の要求事項の目的を、個別の評価であれ集合的な評価であれ、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することであるとされている。今回の改訂基準は、

次の資産を適用対象としている。

- IFRS第9号に従い、償却原価で測定される金融資産（営業債権を含む）
- IFRS第9号に従い、FV-OCIで測定される金融資産
- ローン・コミットメント及び金融保証契約のうち、IFRS第9号に従ってFV-PLで測定されないもの
- IAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）の範囲に含まれる取引から生じたリース債権
- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）の範囲に含まれる取引から生じた契約資産

このため、今回の改訂基準は、金融機関の貸出金だけでなく、公社債を含め、適用対象が幅広く設定されている。

(2) 予想信用損失の認識及び測定に関する一般的アプローチ

今回の改訂基準における予想信用損失の認識及び測定に関する一般的アプローチの概要は、次頁図1のフローチャートのようにまとめられる¹。

(3) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かの判定

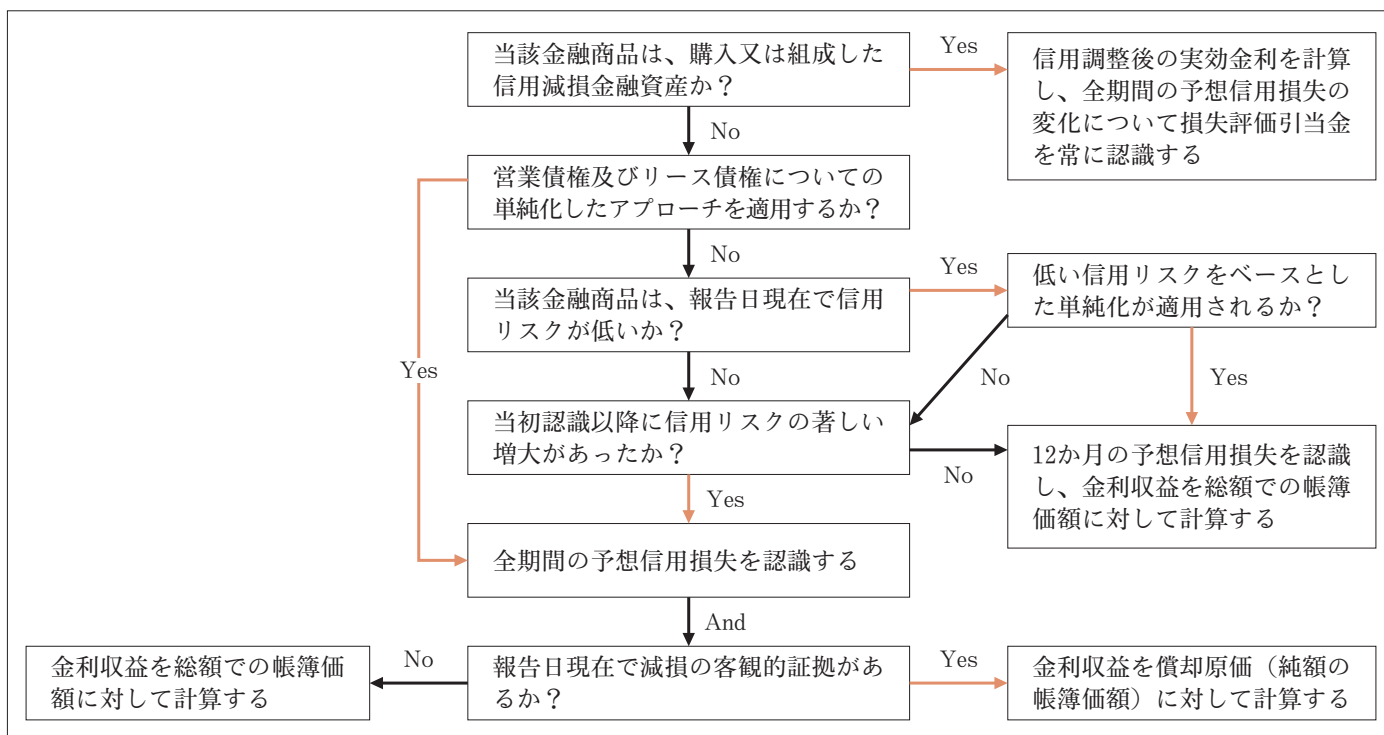
① 概要

今回の改訂基準では、金融資産の損失評価引当金の測定について、原則として²、次のような取扱いが定められている。

- 各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。
- 各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

また、過去の報告期間において、ある金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していたが、当報告日においてもはや信用リスクが著しく増大していないと判断される場合には、企業は、損失評価引当金を当報告日現在の12か月の予想信用損失に等し

図1 予想信用損失の認識及び測定に関するフローチャート



い金額で測定しなければならないとされている。

② 信用リスクが著しく増大したか否かの評価方法

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かの評価は、原則として、予想信用損失額の変化ではなく、当該金融商品の残存期間にわたる債務不履行リスクの変化を用いて行わなければならないとされている。

また、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを評価するにあたっては、企業は、過大なコストや労力をかけることなく入手し得る情報のうち、金融商品の信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならないとされている。「合理的で裏付け可能な情報」には、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を含むとともに、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び報告日時点に

おける現在の状況と当該状況について予想される方向性の双方を含めなければならないとされている。

(4) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かの判定に関する特別な定め

今回の改訂基準では、信用リスクの著しい増大の評価に関して、次の取扱いが設けられている。

① 低い信用リスクについての推定

今回の改訂基準では、企業は、ある金融商品が報告日現在で「信用リスクが低い」と判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することが認められている。ここで、「信用リスクが低い」とは、当該金融商品の債務不履行の発生リスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための高い能力を有していて、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化によって借手の契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力

が低下する可能性があるが、必ずしもそうなるとは限らない場合をいう。また、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例として、「投資適格」という外部格付が挙げられている。

② 30日超の期日経過の反証可能な推定

今回の改訂基準では、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定が設けられている。

(5) 予想信用損失の測定

今回の改訂基準では、「予想信用損失」は、信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクをもとに加重平均した金額と定義されている。また、「信用損失」は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実

効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）で割り引いたものと定義されている。また、予想信用損失の見積りには、次の3つの事項を反映しなければならないとされている。

- ① 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重された金額（信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、企業は、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮しなければならない。）
- ② 貨幣の時間価値（予想信用損失は当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用いて報告日まで割り引かなければならない。）
- ③ 過大なコストや労力をかけることなく入手し得る、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての報告日における合理的で裏付け可能な情報（予想信用損失の見積りにあたって、情報を網羅的に探索することは必要ないとされている。）

なお、今回の改訂基準では、予想信用損失を見積もるにあたって、上記の原則と整合する限りにおいて、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いるなどの実務上の便法を使用することができるとされている。

(6) 予想信用損失を見積もる期間

① 12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失

今回の改訂基準では、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かにより、損失評価引当金を12か月又は全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならないとしている。この

うち、「12か月の予想信用損失」は、全期間の予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分と定義されている。また、「全期間の予想信用損失」は、金融商品の残存期間にわたるすべての発生し得る債務不履行事象から生じる予想信用損失と定義されている。

② 貸出金と未使用コミットメント部分の両方を含んでいる金融商品に関する取扱い

今回の改訂基準では、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間とされている。ただし、クレジットカードのリボルビング契約等で、企業が1日前の通知で随時に契約を解約することができる金融商品の場合には、企業は全期間の予想信用損失を見積もるにあたり、企業が信用リスクに晒されている期間を対象とするとされている。

(7) 債務不履行の定義

今回の改訂基準では、金融商品の信用リスクが著しく増大したか否かを判断するにあたって、企業は当初認識時以降における「債務不履行の発生リスク」の変動を考慮しなければならないとしている。当該要求事項を適用する上で、企業は判定の対象となる金融資産に関する内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な債務不履行の定義を適用することとされており、適切な場合には、例えば、財務特約条項などの定性的な指標を考慮するとされている。ただし、90日超の期日経過をしている金融資産については、既に債務不履行の状態にあるという反証可能な推定が設けられている。

(8) 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

今回の改訂基準では、営業債権、契約資産及びリース債権について、単純化したアプローチが定められている。すなわち、営業債権又はIFRS第15号の範囲に含まれる取引から生じた契約資産のうち、次のいずれかに該当するものについては、企業は常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定することとされている。

- IFRS第15号において重大な金融要素を含んでいないと判断される（又は、企業が1年以内の契約について、実務上の便法を適用する）場合
- IFRS第15号において重大な金融要素を含んでいると判断されるが、企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定することを選択している場合（当該会計方針は、こうした営業債権又は契約資産のすべてに適用しなければならないが、営業債権と契約資産について別個に適用することができる。）

また、IAS第17号の範囲に含まれる取引から生じたリース債権について、企業が会計方針において損失評価引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定する方針を選択している場合にも、企業は常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定することとされている。当該会計方針は、こうしたリース債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権について別個に適用することは認められている。

(9) 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い

今回の改訂基準では、「購入又は組成した信用減損金融資産（purchased or originated credit-impaired asset）」は、購入又は組成した金融資産のうち、当初認識時に信用減損しているものと定義されている。また、「信用減損金融資産」は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している金融資産をいうとされている。購入又は組成した信用減損金融資産については、報告日において、全期間の予想信用損失について当初認識時以降の変動累計額のみを損失評価引当金として認識するとともに、各報告日における全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識することとされている。

(10) 条件変更した金融資産の取扱い

今回の改訂基準では、金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、かつ、金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、当該

金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するため、次の両者を比較することとされている。

- ① 条件変更後の契約条件に基づく、報告日における債務不履行発生リスク
- ② 当初の条件変更前の契約条件に基づく、当初認識時における債務不履行発生リスク

他方、契約上のキャッシュ・フローの再交渉又は条件変更が既存の金融資産の認識の中止を生じさせる場合には、条件変更後の資産は、「新たな」金融商品とみなされるため、条件変更後の金融資産に減損の要求事項を適用する際には、条件変更の日を当該金融資産の当初認識日として扱わなければならない。

(11) 金利収益の認識及び表示

今回の改訂基準では、金利収益は、原則として、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定した上で、純損益及びその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示することとされている。ただし、購入又は組成した信用減損金融資産については、企業は当初認識時から

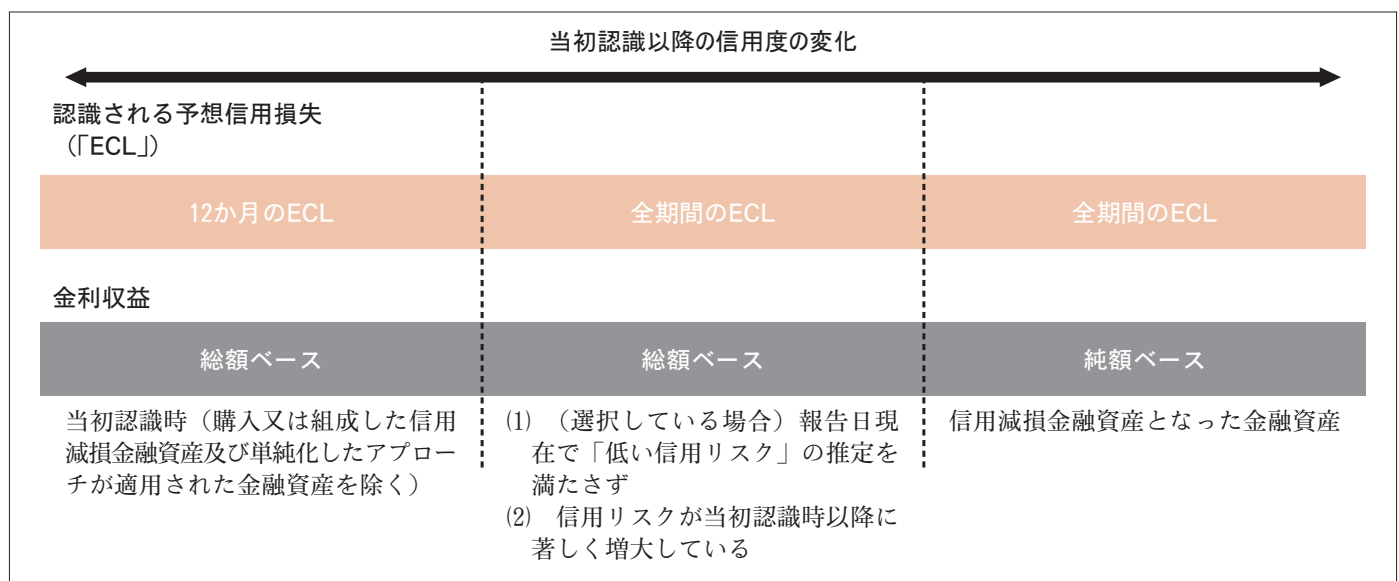
金融資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用して金利収益を算定するとされている。

また、購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、企業は、その後の報告期間において、金融資産の償却原価（減損損失引当金控除後）に実効金利を適用して金利収益を算定するとされている。なお、購入又は組成後に「信用減損金融資産」になったか否かを判定するにあたっては、原則として、IAS第39号における「減損の客観的な証拠」で示されていた例示と同様の事項を考慮することとされている。「一般的アプローチにおける予想信用損失の認識」と、「金利収益の認識」の関係は、図2のようにまとめられる。

(12) 表示及び開示

減損損失（減損損失の戻入れ及び減損利得を含む）については、金利収益と同様に、純損益及び包括利益計算書に独立の表示科目として表示するとされている。また、今回の改訂基準の公表により、IFRS第7号

図2 予想信用損失の認識と金利収益の認識の関係



「金融商品：開示」も改訂され、予想信用損失に関連する開示が追加的に要求されている。

(13) 適用日及び移行措置

今回の改訂基準に関する適用日は、本誌2015年1月号に掲載した本稿①の「3 分類及び測定に関する限定的な修正 (4) 適用日」(1月号23頁)に記載したとおりであるが、適用にあたっては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することが要求されている。また、適用開始日において、金融商品が当初認識された時点における信用リスクを決定し、当該信用リスクを今回の改訂基準の適用開始時における信用リスクと比較するにあたって、企業は、過大なコストや労力をかけることなく入手し得る合理的で裏付け可能な情報を使用することとされている。ただし、信用リスクに著しい増大があったか否かを判断するにあたって、企業は、「低い信用リスクについての推定」、及び「30日超の期日経過の反証可能な推定」を適用することができることとされている。

また、今回の改訂基準の適用にあたって、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大があったか否かの判定に過大なコスト又は労力が必要となる場合には、企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならないとされている(ただし、報告日現在において当該金融商品の信用リスクが低い場合には、損失評価引当金は12か月の予想信用損失に等しい金額で認識される)。

3 FASBによる検討状況

FASBは、信用減損について、2013年2月に会計基準更新書案「金融商品—全般(サブトピック825-10)金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ、審議を継続している。再審議においては、同会計基準更新書案で提案されていた、原則として全期間の予想信用損失を常に認識することを要求する「現在の予想信用損失(CECL)モデル」を改善する方向で検討が行われている。

4 今回の改訂基準の適用に向けた動き


IASBは、2014年6月にIFRS第9号の信用減損アプローチへの移行を支援するための移行リソースグループを組成することを表明している。同グループ³は、IFRS第9号で導入された新たな信用減損アプローチを適用する上で発生した適用上の論点について関係者が議論を行うとともに、適用のあり方が大きく異なる場合に、IASBが何らかの措置を講じるべきかについて判断を支援することを目的としたものである。このため、同グループがそれ自体でガイダンスを公表することは予定されていない。

また、今回の改訂基準は、金融機関における貸出金評価の実務に影響を与えることが予想されることから、バーゼル銀行監督委員会においても、同基準に基づく監督のあり方についてガイダンスの開発が進められている。

〈注〉

- 1 IFRS第9号の設例で示されている「報告日における減損の要求事項の適用」に掲載されている図表を一部加工して作成したものである。
- 2 購入又は組成した信用減損金融資産について例外が定められているほか、営業債権、契約資産及びリース債権については、別途、単純化したアプローチが定められている。
- 3 同グループは、銀行及び会計事務所出身の12名のメンバー及び3名のオブザーバー(バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構)から構成されている。我が国からも1名(三菱東京UFJ銀行南里哲男氏)がメンバーとなっており、年に2~3回、会合を開催することが予定されている。

※ 会計・監査ジャーナル2015年1月号【解説】IFRS第9号「金融商品」の改訂基準の公表①(p.21)を併読した場合には単位が付与されます。

教材コード J020703
 研修コード 2103
 履修単位 1単位